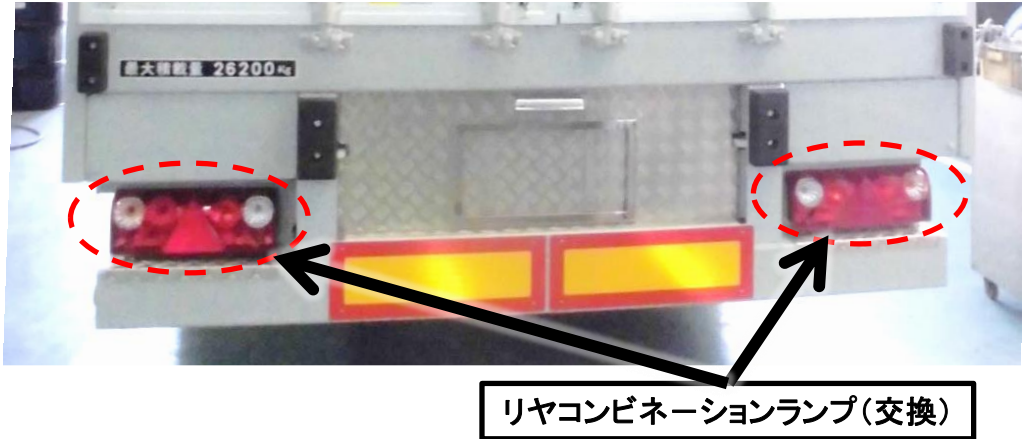
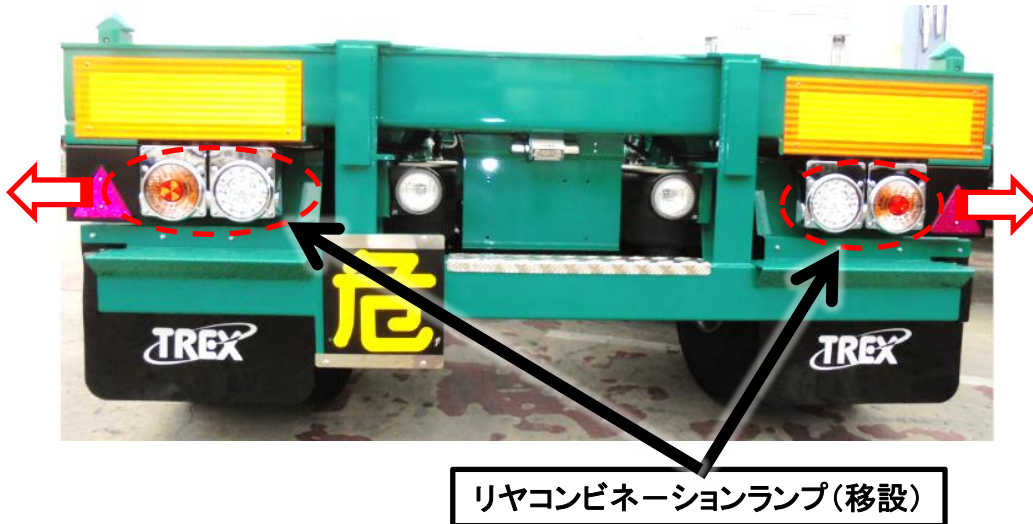


# 改善箇所説明図

(1) 保安基準第37条(尾灯の基準)に適合していないバンセミトレーラ



(2) 保安基準第37条(尾灯の基準)および保安基準第39条(制動灯の基準)に適合していないコンテナセミトレーラ



セミトレーラのリヤコンビネーションランプにおいて、取付指示が不適切のため、保安基準第37条(尾灯の基準)又は保安基準第37条(尾灯の基準)及び保安基準第39条(制動灯の基準)に適合しない。

## 【改善措置の内容】

全車両、次のいずれかの改善措置を行う。

- (1)リヤコンビネーションランプを交換する。また、一部の車両においては、当該ランプのブラケットを交換し、適切な位置に移設する。
- (2)リヤコンビネーションランプのブラケットを交換し、適切な位置に移設する。

識別：改善実施済車には、車枠の車台番号付近にNo.4785のステッカーを貼付する。